

官報

号外
平成十九年十二月十四日

○第百六十八回 参議院會議録第十三号

平成十九年十二月十四日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十三号

平成十九年十二月十四日

午前十時開議

第一 借地借家法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案(衆議院提出)

第三 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案(衆議院提出)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより會議を開きます。

日程第一 借地借家法の一部を改正する法律案

(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員会理事木庭健太郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(木庭健太郎君登壇、拍手)

○木庭健太郎君 たいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院法務委員長提出によるものでありまして、最近における社会経済情勢の変化に伴う土地の利用形態の多様化に対応するため、事業用建物の所有を目的とする定期借地権の存続期間の上限を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院法務委員長下村博文君より趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、日本共産党の仁比委員より本法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一

賛成

二百二十五

反対

六

よって、本法案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 日程第二 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長峰崎直樹君。

長峰崎直樹君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(峰崎直樹君登壇、拍手)

○峰崎直樹君 たいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院財務金融委員長提出によるものでありまして、預金口座等への振り込みを利用した詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院財務金融委員長原田義昭君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一

賛成

二百三十一

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第三 鳥獣による農林

水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長郡司彰君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔郡司彰君登壇、拍手〕

○郡司彰君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となつていふことにかんがみ、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めることにより、

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長宮腰光寛君より趣旨説明を聴取した後、被害防止対策において鳥獣の保護管理に留意する必要性、専門家の育成、他の災害補償制度との連携等総合的な取組の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十八

賛成

二百二十七

反対

一

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) これにて休憩いたします。

午前十時十分休憩

〔休憩後開議に至らなかった〕

出席者は左のとおり。

議長	副議長
江田 五月君	山東 昭子君

議員
山内 徳信君
近藤 正道君
谷合 正明君
又市 征治君
鰐淵 洋子君
西田 昌司君
淵上 貞雄君
浮島とも子君
関口 昌一君
加藤 修一君
山下 栄一君
山本 香苗君
山本 博司君
森 まさこ君
西田 実仁君
牧野たかお君
福島みずほ君
浜田 昌良君
岡田 広君
山谷えり子君
渡辺 孝男君
有村 治子君

愛知 治郎君	松山 政司君
吉田 博美君	松 あきら君
魚住裕一郎君	弘友 和夫君
風間 昶君	荒井 広幸君
中川 義雄君	木村 仁君
岸 宏一君	浜四津敏子君
山口那津男君	荒木 清寛君
白浜 一良君	木庭健太郎君
岩永 浩美君	岩城 光英君
舩添 要一君	泉 信也君
若林 正俊君	二之湯 智君
小池 正勝君	小泉 昭男君
荻原 健司君	山本 順三君
丸川 珠代君	佐藤 正久君
石井 準一君	塚田 一郎君
義家 弘介君	秋元 司君
古川 俊治君	磯崎 陽輔君
佐藤 信秋君	山田 俊男君
丸山 和也君	田村耕太郎君
河合 常則君	北川イッセイ君
川口 順子君	坂本由紀子君
岸 信夫君	末松 信介君
神取 忍君	中村 博彦君
水落 敏栄君	松村 祥史君
岡田 直樹君	椎名 一保君
西島 英利君	鶴保 庸介君
橋本 聖子君	伊達 忠一君

山内 俊夫君	浅野 勝人君	渡辺 秀央君	山下八洲夫君
世耕 弘成君	鈴木 政二君	広中和歌子君	植松恵美子君
脇 雅史君	林 芳正君	森田 高君	中谷 智司君
加納 時男君	南野知恵子君	平山 幸司君	梅村 聡君
矢野 哲朗君	溝手 顕正君	大島九州男君	水戸 将史君
佐藤 昭郎君	山崎 正昭君	徳永 久志君	川合 孝典君
尾辻 秀久君	吉村剛太郎君	牧山ひろえ君	金子 恵美君
鴻池 祥肇君	田中 直紀君	青木 愛君	藤谷 光信君
青木 幹雄君	松浦 大悟君	加賀谷 健君	相原久美子君
川田 龍平君	風間 直樹君	藤原 良信君	大河原雅子君
舟山 康江君	松下 新平君	藤本 祐司君	足立 信也君
糸数 慶子君	轟木 利治君	那谷屋正義君	白 眞勲君
横峯 良郎君	川崎 稔君	大久保 勉君	前川 清成君
中山 恭子君	長谷川大紋君	尾立 源幸君	島田智哉子君
亀井亜紀子君	室井 邦彦君	藤田 幸久君	シキンマルティ君
川上 義博君	松野 信夫君	佐藤 公治君	榛葉賀津也君
野村 哲郎君	長谷川憲正君	芝 博一君	中村 哲治君
松岡 徹君	津田弥太郎君	今野 東君	下田 敦子君
犬塚 直史君	水岡 俊一君	木俣 佳丈君	一川 保夫君
加治屋義人君	山本 一太君	増子 輝彦君	小川 勝也君
衛藤 晟一君	自見庄三郎君	池口 修次君	福山 哲郎君
大塚 耕平君	松井 孝治君	羽田雄一郎君	高橋 千秋君
鈴木 寛君	岩本 司君	千葉 景子君	岡崎トミ子君
谷川 秀善君	市川 一朗君	前田 武志君	佐藤 泰介君
松村 龍二君	亀井 郁夫君	西岡 武夫君	築瀬 進君
郡司 彰君	櫻井 充君	輿石 東君	平田 健二君
内藤 正光君	松田 岩夫君	大石 正光君	工藤堅太郎君
藤井 孝男君	田名部匡省君	吉川 沙織君	友近 聡朗君

山下八洲夫君	植松恵美子君	中谷 智司君	梅村 聡君	水戸 将史君	川合 孝典君	金子 恵美君	藤谷 光信君	相原久美子君	大河原雅子君	足立 信也君	白 眞勲君	前川 清成君	島田智哉子君	シキンマルティ君	藤田 幸久君	佐藤 公治君	芝 博一君	今野 東君	木俣 佳丈君	増子 輝彦君	池口 修次君	羽田雄一郎君	千葉 景子君	前田 武志君	西岡 武夫君	輿石 東君	大石 正光君	吉川 沙織君
--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	----------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------

外山 斎君	山下 芳生君	行田 邦子君	米長 晴信君	大久保潔重君	紙 智子君	谷岡 郁子君	田中 康夫君	武内 則男君	姫井由美子君	仁比 聡平君	藤末 健三君	富岡由紀夫君	広田 一君	蓮 舫君	林 久美子君	大門実紀史君	井上 哲士君	小林 正夫君	柳澤 光美君	喜納 昌吉君	鈴木 陽悦君	加藤 敏幸君	主 演 了君	小池 晃君	市田 忠義君	谷 博之君	藤原 正司君	山根 隆治君	神本美恵子君	大江 康弘君	平野 達男君	辻 泰弘君	森 ゆうこ君	家西 悟君	柳田 稔君	北澤 俊美君	峰崎 直樹君	直嶋 正行君	円 より子君	長浜 博行君	高嶋 良充君	小川 敏夫君
-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

議長の報告事項	一昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員	藤末 健三君
法務委員	補欠
外交防衛委員	山内 徳信君
財政金融委員	補欠
文教科学委員	補欠
厚生労働委員	補欠
経済産業委員	補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任 補欠

増子 輝彦君 川合 孝典君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任 補欠

川合 孝典君 犬塚 直史君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

理事 中村 哲治君 (佐藤泰介君の補欠)

理事 柳田 稔君 (谷博之君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(金田誠一君外二名提出)(衆第一八号)

同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

借地借家法の一部を改正する法律案(衆第一六号)

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案(衆第一三三号)

財政金融委員会に付託

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案(衆第一七号)

農林水産委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。

放送法等の一部を改正する法律案(第百六十六回国会閣法第九四号)

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案

老人福祉法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

女性が身近な地域で安心して出産できる環境確保に関する質問主意書(円より子君提出)(第八五号)

租税特別措置の減税額に関する質問主意書(峰崎直樹君提出)(第八六号)

室蘭の強制連行犠牲者の遺骨返還に関する質問主意書(紙智子君提出)(第八七号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

地球温暖化対策に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第七八号)

ビルマへのODAと民主化の促進に関する再質問主意書(福島みずほ君提出)(第七九号)

国連の拷問禁止委員会の勧告に対する政府の対応及び入国管理局での収容実態等に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第八〇号)

政府における情報システムの活用を通じた事務の効率化・サービスの高度化に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第八一号)

ビール、発泡酒等の酒税に関する質問主意書(水戸将史君提出)(第八二号)

介護職員の待遇に関する質問主意書(水戸将史君提出)(第八三号)

未確認飛行物体に関する質問主意書(山根隆治君提出)(第八四号)

同日議長は、元議員林田悠紀夫君に対しさに議決した弔詞をささげた。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

老人福祉法の一部を改正する法律

昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員 辞任 補欠

藤末 健三君 榛葉賀津也君

法務委員 辞任 補欠

山内 徳信君 福島みずほ君

外交防衛委員

辞任 補欠

尾立 源幸君 佐藤 公治君

櫻井 充君 柳田 稔君

椎名 一保君 塚田 一郎君

福島みずほ君 山内 徳信君

財政金融委員

辞任 補欠

佐藤 公治君 尾立 源幸君

佐藤 正久君 椎名 一保君

浮島とも子君 白浜 一良君

文教科学委員

辞任 補欠

白浜 一良君 浮島とも子君

厚生労働委員

辞任 補欠

柳田 稔君 櫻井 充君

経済産業委員

辞任 補欠

榛葉賀津也君 藤末 健三君

塚田 一郎君 佐藤 正久君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任 補欠

川合 孝典君 増子 輝彦君

同日委員長から次の報告書が提出された。
借地借家法の一部を改正する法律案(衆第一六号)審査報告書

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案(衆第一三三号)審査報告書

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案(衆第一七号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

陸上自衛隊東部方面情報保全隊及び同部隊が作成した文書に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第八八号)

消費税の理念及び導入の影響に関する質問主意書(水戸将史君提出)(第八九号)

審査報告書

借地借家法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年十二月十三日

法務委員長 遠山 清彦

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢の変化に伴う土地の利用形態の多様化に対応するため、事業の用に供する建物の所有を目的とする

定期借地権の存続期間の上限を引き上げようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

借地借家法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十九年十二月十一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

借地借家法の一部を改正する法律

借地借家法(平成三年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「含む」の下に「。次条第一項において同じ」を加える。

第二十四条を削り、第二十三条第一項中「場合」の下に「(前条第二項に規定する借地権を設定する場合を除く。)」を加え、同条を第二十四条とし、

第二十二條の次に次の一條を加える。

(事業用定期借地権等)

第二十三条 専ら事業の用に供する建物(居住の用に供するものを除く。次項において同じ。)の所有を目的とし、かつ、存続期間を三十年以上五十年未満として借地権を設定する場合においては、第九条及び第十六条の規定にかかわらず

ず、契約の更新及び建物の築造による存続期間の延長がなく、並びに第十三条の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる。

2 専ら事業の用に供する建物の所有を目的とし、かつ、存続期間を十年以上三十年未満として借地権を設定する場合には、第三条から第八条まで、第十三条及び第十八条の規定は、適用しない。

3 前二項に規定する借地権の設定を目的とする契約は、公正証書によつてしなければならない。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行前に設定された借地権(転借地権を含む。)については、なお従前の例による。

(不動産登記法の一部改正)
第三条 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第三号中「第二十二條前段」の下に「若しくは第二十三條第一項」を加え、同条第四号中「第二十四條第一項」を「第二十三條第一項又は第二項」に改める。

第八十一条第七号中「第二十四條第一項」を「第二十三條第一項又は第二項」に改め、同条第八号中「第二十二條前段」の下に「第二十三條第一項」を加える。

審査報告書

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年十二月十三日

財政金融委員長 峰崎 直樹

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もつて当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
平成十九年十二月十一日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 江田 五月殿

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	第二章 預金口座等に係る取引の停止等の措置(第三条)	第三章 預金等に係る債権の消滅手続(第四条)	第四章 被害回復分配金の支払手続	第五章 預金保険機構の業務の特例等(第二十六条―第三十条)	第六章 雑則(第三十一条―第四十二条)	第七章 罰則(第四十三条―第四十五条)	附則
-----------------	----------------------------	------------------------	------------------	-------------------------------	---------------------	---------------------	----

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、預金口座等への振込みを利用した詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もつて当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 銀行
- 二 信用金庫
- 三 信用金庫連合会
- 四 労働金庫
- 五 労働金庫連合会
- 六 信用協同組合
- 七 信用協同組合連合会
- 八 農業協同組合
- 九 農業協同組合連合会
- 十 漁業協同組合
- 十一 漁業協同組合連合会
- 十二 水産加工業協同組合
- 十三 水産加工業協同組合連合会
- 十四 農林中央金庫
- 十五 商工組合中央金庫

2 この法律において「預金口座等」とは、預金口

座又は貯金口座(金融機関により、預金口座又は貯金口座が犯罪行為に利用されたこと等を理由として、これらの口座に係る契約を解約しその資金を別段預金等により管理する措置がとられている場合におけるこれらの口座であつたものを含む)をいう。

3 この法律において「振込利用犯罪行為」とは、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であつて、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたものをいう。

4 この法律において「犯罪利用預金口座等」とは、次に掲げる預金口座等をいう。

- 一 振込利用犯罪行為において、前項に規定する振込みの振込先となつた預金口座等
- 二 専ら前号に掲げる預金口座等に係る資金を移転する目的で利用された預金口座等であつて、当該預金口座等に係る資金が同号の振込みに係る資金と実質的に同じであると認められるもの

5 この法律において「被害回復分配金」とは、第七条の規定により消滅した預金又は貯金(以下「預金等」という。)に係る債権の額に相当する額の金銭を原資として金融機関により支払われる金銭であつて、振込利用犯罪行為により失われた財産の価額を基礎として第四章の規定によりその金額が算出されるものをいう。

第二章 預金口座等に係る取引の停止等の措置

第三条 金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする。

2 金融機関は、前項の場合において、同項の預金口座等に係る取引の状況その他の事情を勘案して当該預金口座等に係る資金を移転する目的で利用された疑いがある他の金融機関の預金口座等があると認めるときは、当該他の金融機関に対して必要な情報を提供するものとする。

第三章 預金等に係る債権の消滅手続(公告の求め)

第四条 金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、次に掲げる事由その他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、速やかに、当該預金口座等について現に取引の停止等の措置が講じられていない場合においては当該措置を講ずるとともに、主務省令で定めるところにより、預金保険機構に対し、当該預金口座等に係る預金等に係る債権について、主務省令で定める書類を添えて、当該債権の消滅手続の開始

1	に係る公告をすることを求めなければならない。 い。
2	一 捜査機関等から当該預金口座等の不正な利 用に関する情報の提供があったこと。 二 前号の情報その他の情報に基づいて当該預 金口座等に係る振込利用犯罪行為による被害 の状況について行つた調査の結果
3	金融機関が有する資料により知ることがで きる当該預金口座等の名義人の住所への連絡 その他の方法による当該名義人の所在その他 の状況について行つた調査の結果
4	当該預金口座等に係る取引の状況 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当す るときは、適用しない。 一 前項に規定する預金口座等についてこれに 係る預金等の払戻しを求める訴え(以下この 章において「払戻しの訴え」という。)が提起さ れているとき又は当該預金等に係る債権につ いて強制執行、仮差押え若しくは仮処分の手 続その他主務省令で定める手続(以下この章 において「強制執行等」という。)が行われてい るとき。 二 振込利用犯罪行為により被害を受けたと認 められる者の状況その他の事情を勘案して、 この法律に規定する手続を実施することが適 当でないときと認められる場合として、主務省令 で定める場合に該当するとき。 金融機関は、第一項の預金口座等に係る取引
5	の状況その他の事情を勘案して当該預金口座等 に係る資金を移転する目的で利用されたと疑う に足りる相当な理由がある他の金融機関の預金 口座等があると認めるときは、当該他の金融機 関に対し、同項の預金口座等に係る主務省令で 定める事項を通知しなければならない。 (公告等)
6	第五条 預金保険機構は、前条第一項の規定によ る求めがあつたときは、遅滞なく、当該求めに 係る書面又は同項に規定する主務省令で定める 書類の内容に基づき、次に掲げる事項を公告し なければならない。 一 前条第一項の規定による求めに係る預金口 座等(以下この章において「対象預金口座等」 という。)に係る預金等に係る債権(以下この 章において「対象預金等債権」という。)につい てこの章の規定に基づく消滅手続が開始され た旨 二 対象預金口座等に係る金融機関及びその店 舗並びに預金等の種別及び口座番号 三 対象預金口座等の名義人の氏名又は名称 四 対象預金等債権の額 五 対象預金口座等に係る名義人その他の対象 預金等債権に係る債権者による当該対象預金 等債権についての金融機関への権利行使の届 出又は払戻しの訴えの提起若しくは強制執行 等(以下「権利行使の届出等」という。)に係る 期間
7	六 前号の権利行使の届出の方法 七 払戻しの訴えの提起又は強制執行等に関し 参考となるべき事項として主務省令で定める もの(当該事項を公告することが困難である 旨の金融機関の通知がある事項を除く。) 八 第五号に掲げる期間内に権利行使の届出等 がないときは、対象預金等債権が消滅する旨 九 その他主務省令で定める事項
8	二 前項第五号に掲げる期間は、同項の規定によ る公告があつた日の翌日から起算して六十日以 上でなければならない。 三 預金保険機構は、前条第一項の規定による求 めに係る書面又は同項に規定する主務省令で定 める書類に形式上の不備があると認めるとき は、金融機関に対し、相当の期間を定めて、そ の補正を求めることができる。 四 金融機関は、第一項第五号に掲げる期間内に 対象預金口座等に係る振込利用犯罪行為により 被害を受けた旨の申出をした者があるときは、 その者に対し、被害回復分配金の支払の申請に 関し利便を図るための措置を適切に講ずるもの とする。 五 第一項から第三項までに規定するもののほか か、第一項の規定による公告に関し必要な事項 は、主務省令で定める。 (権利行使の届出等の通知等)
9	第六条 金融機関は、前条第一項第五号に掲げる 期間内に権利行使の届出等があつたときは、そ の旨を預金保険機構に通知しなければならない。 い。
10	二 金融機関は、前条第一項第五号に掲げる期間 内に対象預金口座等が犯罪利用預金口座等でない ことが明らかになったときは、その旨を預金 保険機構に通知しなければならない。 三 預金保険機構は、前二項の規定による通知を 受けたときは、預金等に係る債権の消滅手続が 終了した旨を公告しなければならない。 (預金等に係る債権の消滅)
11	第七条 対象預金等債権について、第五条第一項 第五号に掲げる期間内に権利行使の届出等がない とき、かつ、前条第二項の規定による通知がない ときは、当該対象預金等債権は、消滅する。こ の場合において、預金保険機構は、その旨を公 告しなければならない。 第四章 被害回復分配金の支払手続 第一節 通則 第八条 金融機関は、前条の規定により消滅した 預金等に係る債権(以下この章及び第三十七条 第二項において「消滅預金等債権」という。)の額 に相当する額の金銭を原資として、この章の定 めるところにより、消滅預金等債権に係る預金 口座等(以下この章において「対象預金口座等」 という。)に係る振込利用犯罪行為(対象預金口 座等が第二条第四項第二号に掲げる預金口座等 である場合にあつては、当該預金口座等に係る

官 報 (号 外)

資金の移転元となつた同項第一号に掲げる預金口座等に係る振込利用犯罪行為。以下この章において「対象犯罪行為」という。)により被害を受けた者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)であつてこれにより財産を失つたもの(以下この章において「対象被害者」という。)に対し、被害回復分配金を支払わなければならない。

2 金融機関は、対象被害者について相続その他の一般承継があつたときは、この章の定めるところにより、その相続人その他の一般承継人に対し、被害回復分配金を支払わなければならない。

3 前二項の規定は、消滅預金等債権の額が千円未満である場合は、適用しない。この場合において、預金保険機構は、その旨を公告しなければならない。

(被害回復分配金の支払を受けることができない者)

第九条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、被害回復分配金の支払を受けることができない。

一 対象犯罪行為により失われた財産の価額に相当する損害の全部について、そのてん補又は賠償がされた場合(当該対象犯罪行為により当該財産を失つた対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該てん補又は賠償が

された場合に限る。)における当該対象犯罪行為により当該財産を失つた対象被害者又はその一般承継人

二 対象犯罪行為を実行した者若しくはこれに共犯として加功した者、当該対象犯罪行為に関連して不正な利益を得た者、当該対象犯罪行為により財産を失つたことについて自己に不法な原因がある者その他被害回復分配金の支払を受けることが社会通念上適切でない者又は対象被害者がこれらの者のいずれかに該当する場合におけるその一般承継人

第二節 手続の開始等

(公告の求め)

第十条 金融機関は、第七条の規定により預金等に係る債権が消滅したとき(第八条第三項に規定する場合を除く。)は、速やかに、主務省令で定めるところにより、預金保険機構に対し、その消滅に係る消滅預金等債権について、主務省令で定める書類を添えて、被害回復分配金の支払手続の開始に係る公告をすることを求めなければならない。

2 前項の規定は、対象預金口座等に係るすべての対象被害者又はその一般承継人が明らかであり、かつ、これらの対象被害者又はその一般承継人のすべてから被害回復分配金の支払を求める旨の申出があるときは、適用しない。この場合において、金融機関は、預金保険機構にその旨を通知しなければならない。

(公告等)

第十一条 預金保険機構は、前条第一項の規定による求めがあつたときは、遅滞なく、当該求めに係る書面又は同項に規定する主務省令で定める書類の内容及びつき、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 前条第一項の規定による求めに係る消滅預金等債権についてこの章の規定に基づく被害回復分配金の支払手続が開始された旨

二 対象預金口座等(対象預金口座等が第二条第四項第二号に掲げる預金口座等である場合における当該対象預金口座等に係る資金の移転元となつた同項第一号に掲げる預金口座等を含む。次号において同じ。)に係る金融機関及びその店舗並びに預金等の種別及び口座番号

三 対象預金口座等の名義人の氏名又は名称

四 消滅預金等債権の額

五 支払申請期間

六 被害回復分配金の支払の申請方法

七 被害回復分配金の支払の申請に関し参考となるべき事項として主務省令で定めるもの(当該事項を公告することが困難である旨の金融機関の通知がある事項を除く。)

八 その他主務省令で定める事項

2 前項第五号に掲げる支払申請期間(以下この章において単に「支払申請期間」という。)は、同項の規定による公告があつた日の翌日から起算

して三十日以上でなければならない。

3 預金保険機構は、前条第一項の規定による求めに係る書面又は同項に規定する主務省令で定める書類に形式上の不備があると認めるときは、金融機関に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 金融機関は、対象犯罪行為による被害を受けたことが疑われる者に対し被害回復分配金の支払手続の実施等について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を適切に講ずるものとする。

5 第一項から第三項までに規定するもののほか、第一項の規定による公告に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第三節 支払の申請及び決定等

(支払の申請)

第十二条 被害回復分配金の支払を受けようとする者は、支払申請期間(第十条第二項の規定による通知があつた場合においては、金融機関が定める相当の期間。以下同じ。)内に、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に第一号及び第二号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付して、対象預金口座等に係る金融機関に申請をしなければならない。

一 申請人が対象被害者又はその一般承継人であることの基礎となる事実

二 対象犯罪行為により失われた財産の価額

三 控除対象額(対象犯罪行為により失われた財産の価額に相当する損害について、そのてん補又は賠償がされた場合(当該対象犯罪行為により当該財産を失った対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該てん補又は賠償がされた場合に限る。))における当該てん補額及び賠償額を合算した額をいう。以下同じ。

四 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による申請をした対象被害者又はその一般承継人(以下この項において「対象被害者等」という。)について、当該申請に対する次条の規定による決定が行われるまでの間に一般承継があつたときは、当該対象被害者等の一般承継人は、支払申請期間が経過した後であつても、当該一般承継があつた日から六十日以内に限り、被害回復分配金の支払の申請をすることが出来る。この場合において、当該一般承継人は、主務省令で定めるところにより、前項に規定する申請書に同項第一号及び第二号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付して、これを対象預金口座等に係る金融機関に提出しなければならない。

3 前二項の規定による申請は、対象犯罪行為に係る第二号第三項に規定する振込みの依頼をした金融機関を経由して、行うことができる。

(支払の決定)

第十三条 金融機関は、前条第一項の規定による

申請があつた場合において、支払申請期間が経過したときは、遅滞なく、同条第一項又は第二項に規定する申請書及び資料等に基づき、その申請人が被害回復分配金の支払を受けることができる者に該当するか否かの決定をしなければならない。同条第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る一般承継があつた日から六十日が経過したときも、同様とする。

2 金融機関は、被害回復分配金の支払を受けることができる者に該当する旨の決定(以下「支払該当事者決定」という。)をするに当たっては、その犯罪被害額(対象犯罪行為により失われた財産の価額から控除対象額を控除した額をいう。以下同じ。)を定めなければならない。この場合において、支払該当事者決定を受ける者で同一の対象被害者の一般承継人であるものが二人以上ある場合におけるその者に係る犯罪被害額は、当該対象被害者に係る対象犯罪行為により失われた財産の価額から控除対象額を控除した額を当該一般承継人の数で除して得た額とする。

3 前項後段に規定する場合において、当該支払該当事者決定を受ける者のうちに各人が支払を受けるべき被害回復分配金の額の割合について合意をした者があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該合意をした者に係る犯罪被害額は、同項後段の規定により算出された額のうちこれらの者に係るものを合算した額に当該合意

において定められた各人が支払を受けるべき被害回復分配金の額の割合を乗じて得た額とする。

4 前二項に定めるもののほか、犯罪被害額の認定の方法については、主務省令で定める。(書面の送付等)

第十四条 金融機関は、前条の規定による決定を行ったときは、速やかに、その内容を記載した書面を申請人に送付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請人の所在が知れないときその他同項の書面を送付することができないときは、金融機関において当該書面を保管し、いつでも申請人に交付すべき旨を明らかにする措置として主務省令で定める措置をとることをもって同項の規定による送付に代えることができる。

(決定表の作成等)

第十五条 金融機関は、第十三条の規定による決定を行ったときは、次に掲げる事項を記載した決定表を作成し、申請人の閲覧に供するため、これを主務省令で定める場所に備え置かなければならない。

一 支払該当事者決定を受けた者の氏名又は名称及び当該支払該当事者決定において定められた犯罪被害額(支払該当事者決定を受けた者がないときは、その旨)

二 その他主務省令で定める事項

第四節 支払の実施等

(支払の実施等)

第十六条 金融機関は、すべての申請に対する第十三条の規定による決定を行ったときは、遅滞なく、支払該当事者決定を受けた者に対し、被害回復分配金を支払わなければならない。

2 前項の規定により支払う被害回復分配金の額は、支払該当事者決定により定めた犯罪被害額の総額(以下この項において「総被害額」という。)が消滅預金等債権の額を超えるときは、この額に当該支払該当事者決定を受けた者に係る犯罪被害額の総被害額に対する割合を乗じて得た額(その額に一元未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、その他のときは、当該犯罪被害額とする。

3 金融機関は、第一項の規定により支払う被害回復分配金の額を決定表に記載し、その旨を預金保険機構に通知しなければならない。

4 預金保険機構は、前項の規定による通知を受けたときは、第一項の規定により支払う被害回復分配金の額を金融機関が決定表に記載した旨を公告しなければならない。

(支払該当事者決定後の一般承継人に対する被害回復分配金の支払)

第十七条 金融機関は、支払該当事者決定が行われた者について一般承継があつた場合において、その者に支払うべき被害回復分配金でまた支

払っていないものがあるときは、その者の一般承継人であつて当該一般承継があつた日から六十日以内に届出をしたものに對し、未払の被害回復分配金を支払わなければならない。この場合において、当該一般承継人は、主務省令で定めるところにより、届出書を金融機関に提出しなければならない。

2 前項の規定により届出をした一般承継人が二人以上ある場合における当該一般承継人に支払う被害回復分配金の額は、同項に規定する未払の被害回復分配金の額を当該一般承継人の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該一般承継人のうちに各人が支払を受けるべき被害回復分配金の額の割合について合意をした者があるときは、当該合意をした者に支払う被害回復分配金の額は、この項本文の規定により算出された額のうちこれらの者に係るものを合算した額に当該合意において定められた各人が支払を受けるべき被害回復分配金の額の割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第五節 手続の終了等

(公告)

第十八条 金融機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、預金保険機構に對し、被害回復分配金の支払手続の終了に係る公

告をすることを求めなければならない。

一 第十二条第一項又は第二項の規定による申請がないとき。

二 第十二条第一項又は第二項の規定による申請のすべてについて第十三条の規定による決定があつた場合において、支払該当事決定を受けた者がいないとき。

三 前節又は第二十二條第二項の規定により支払うべき被害回復分配金のすべてについて、同節の規定によりこれを支払い、又は同項に規定する措置をとつたとき。

四 対象預金口座等が犯罪利用預金口座等でないことが明らかになつたとき。

2 預金保険機構は、前項の規定による求めがあつたときは、遅滞なく、被害回復分配金の支払手続が終了した旨を公告しなければならない。

(預金保険機構への納付)

第十九条 金融機関は、第八条第三項又は前条第二項の規定による公告があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額に相当する額の金銭を、預金保険機構に納付しなければならない。

一 第八条第三項の規定による公告があつたとき又は前条第二項の規定による公告があつた場合において被害回復分配金の支払を行なかつたとき。 消滅預金等債権の額

二 前条第二項の規定による公告があつた場合において、当該公告に係る対象預金口座等について支払つた被害回復分配金の額の合計額が消滅預金等債権の額に満たないとき。 消滅預金等債権の額から当該被害回復分配金の額の合計額を控除した額

(犯罪被害者等の支援の充実等)

第二十条 預金保険機構は、前条（第二十四条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により金銭の納付を受けたときは、当該納付を受けた金銭の額から当該金銭の額に第二十五条第四項の規定による支払に要する費用の額を考慮して主務省令で定める割合を乗じて得た額を控除した額の金銭を、主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出するものとする。

2 預金保険機構は、前項の主務省令で定める割合を乗じて得た額の金銭について、その全部又は一部が第二十五条第四項の規定による支払のため必要がなくなつたときは、前項の主務省令で定めるところにより、これを犯罪被害者等の支援の充実のために支出するものとする。

(損害賠償請求権等との関係)

第二十一条 被害回復分配金を支払つたときは、その支払を受けた者が有する当該被害回復分配金に係る対象犯罪行為に係る損害賠償請求権その他の請求権は、その支払を受けた額の限度に

おいて消滅する。

2 金融機関が第二十五条第一項又は第二項の規定による支払を行つた場合において、その支払を受けた者が第四条第一項の規定の適用その他の前章又はこの章に規定する手続の実施に關し損害賠償請求権その他の請求権を有するときは、当該請求権は、その支払を受けた額の限度において消滅する。

(被害回復分配金の支払を受ける権利の消滅等)

第二十二条 被害回復分配金の支払手続において、被害回復分配金の支払を受ける権利は、第十六条第四項（次項又は第二十四条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による公告があつた時から六月間行使しないときは、消滅する。

2 金融機関は、前項の規定により被害回復分配金の支払を受ける権利が消滅した場合において、同一の対象預金口座等に係る被害回復分配金の支払について他に支払該当事決定を受けた者（被害回復分配金の支払を受ける権利が消滅した者を除く。以下「他の支払該当事」という。）があり、かつ、他の支払該当事について既に支払つた被害回復分配金の額が犯罪被害額に満たないときは、遅滞なく、同項の規定により消滅した権利に係る被害回復分配金の額に相当する額の金銭を原資として、前節の規定の例により、他の支払該当事又はその一般承継人に対し、被害回復分配金の支払をしなければならない。

い。ただし、同項の規定により消滅した権利に係る被害回復分配金の額が千円未満である場合は、この限りでない。

(被害回復分配金の支払を受ける権利の保護)

第二十三条 被害回復分配金の支払を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(不正の手段により支払を受けた場合の返還等)

第二十四条 金融機関は、偽りその他不正の手段により被害回復分配金の支払を受けた者があるときは、その者からの被害回復分配金の返還に係る措置を適切に講ずるものとする。

2 金融機関は、前項に規定する者から被害回復分配金の返還を受けた場合において、他の支払該当者があり、かつ、他の支払該当者について既に支払った被害回復分配金の額が犯罪被害額に満たないときは、遅滞なく、返還を受けた額に相当する額の金銭を原資として、前節の規定の例により、他の支払該当者又はその一般承継人に対し、被害回復分配金の支払をしなければならぬ。ただし、同項に規定する者から返還を受けた額が千円未満である場合は、この限りでない。

3 第一項に規定する者から返還を受けた金銭の預金保険機構への納付については、第十九条の規定の例による。

(犯罪利用預金口座等でないことについて相当な理由があると認められる場合における支払の請求等)

第二十五条 対象預金口座等に係る名義人その他の消滅預金等債権に係る債権者(以下この条において「名義人等」という。)は、第八条第三項又は第十八条第二項の規定による公告があった後において、対象預金口座等に係る金融機関に対し第五条第一項第五号に掲げる期間内に同号の権利行使の届出を行わなかったことについてのやむを得ない事情その他の事情、当該対象預金口座等の利用の状況及び当該対象預金口座等への主要な入金の原因について必要な説明が行われたこと等により、当該対象預金口座等が犯罪利用預金口座等でないことについて相当な理由があると認められる場合には、当該金融機関に対し、消滅預金等債権の額に相当する額の支払を請求することができる。

2 名義人等は、対象預金口座等について、当該対象預金口座等に係る金融機関に対し第五条第一項第五号に掲げる期間内に同号の権利行使の届出を行わなかったことについてのやむを得ない事情その他の事情について必要な説明を行った場合において、対象犯罪行為による被害に係る財産以外の財産をもって当該対象預金口座等への振込みその他の方法による入金が行われているときは、第八条第三項又は第十八条第二項の規定による公告があった後において、当該対

象預金口座等に係る金融機関に対し、消滅預金等債権の額から当該入金以外の当該対象預金口座等へのすべての入金の合計額を控除した額の支払を請求することができる。ただし、当該消滅預金等債権の額が当該合計額以下であるときは、この限りでない。

3 金融機関は、前二項の規定による支払を行ううとする場合において、第四条第一項の規定の適用その他の前章に規定する手続の実施に関し過失がないと認料するときは、その旨を預金保険機構に通知しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による支払を行った金融機関は、主務省令で定めるところにより、第四条第一項の規定の適用その他の前章に規定する手続の実施に関し過失がないことについて相当な理由があると認められるときは、預金保険機構に対し、第一項又は第二項の規定により支払った額に相当する額の支払を請求することができる。ただし、当該支払に係る預金口座等について被害回復分配金が支払われている場合において、この章に規定する手続の実施に関し金融機関に過失があるときは、その請求することができない額は、第一項又は第二項の規定による支払った額から金融機関の過失により支払った被害回復分配金の額の合計額を控除した額とする。

5 金融機関は、第一項又は第二項の規定による支払に係る預金口座等が犯罪利用預金口座等その他不正に利用された預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該支払を停止する措置を講ずることができる。

第五章 預金保険機構の業務の特例等

(預金保険機構の業務の特例)

第二十六条 預金保険機構(以下「機構」という。)は、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 預金等に係る債権の消滅手続の開始に係る公告その他第三章の規定による業務

二 被害回復分配金の支払手続の開始に係る公告その他前章の規定による業務(次号及び第四号に掲げる業務を除く。)

三 第十九条(第二十四条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による金銭の収納及び第二十條の規定による金銭の支出その他の管理

四 前条第四項の規定による金銭の支払

五 第三十条の規定による手数料の収納

六 前各号の業務に附帯する業務

(公告の方法)

第二十七条 この法律の規定による公告は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法でなければならない。

(区分経理)

第二十八条 機構は、第二十六条の規定による業務(以下「被害回復分配金支払業務」という。)に

係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(借入金)

第二十九条 機構は、被害回復分配金支払業務を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をすることができる。

2 前項の規定による借入金の現在額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

(手数料)

第三十条 機構は、第四条第一項又は第十条第一項の規定による求めを行う金融機関から、被害回復分配金支払業務に係る事務に要する費用を勘案して機構が運営委員会(預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。)の議決を経て定める額の手数料を徴収することができる。

2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

第六章 雑則

(預金保険法の適用)

第三十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復

分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第 号。以下「被害回復分配金支払法」という。))の規定による機構の業務に係るものを除く。」と、同法第三十七条第一項中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは「銀行持株会社等に限る。」(被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二條第一項に規定する金融機関。次項において同じ。))と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は被害回復分配金支払法」と、同法第五十一条第二項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)」とあるのは「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務及び被害回復分配金支払法第二十八条に規定する被害回復分配金支払業務を除く。))」と、同法第五十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は被害回復分配金支払法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び被害回復分配金支払法の規定による業務」とする。

(関係行政機関等に対する協力の要請)

第三十二条 金融機関は、この法律に規定する手続の実施に関し、関係行政機関等に対し必要な協力を求めることができる。

(分別管理)

第三十三条 金融機関は、被害回復分配金の支払の原資となる金銭を、自己の固有財産その他の

財産と分別して管理しなければならない。

(電磁的記録又は電磁的方法による求め等)

第三十四条 第四条第一項の規定による求め(同項の主務省令で定める書類の提出を含む。)、第五条第一項第七号の規定による通知、第六条第一項又は第二項の規定による通知、第十条第一項の規定による求め(同項の主務省令で定める書類の提出を含む。))、同条第二項の規定による通知、第十一条第一項第七号の規定による通知、第十六条第三項の規定による求め及び第二十五条第三項の規定による通知は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。)の提出又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。)をもつて行うことができる。

(報告又は資料の提出)

第三十五条 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関(金融機関代理業者(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法(昭和二

十六年法律第二百三十八号)第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下この条及び次条において同じ。))を含む。又は銀行持株会社等(銀行法第二條第十三項に規定する銀行持株会社又は長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。))に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融機関若しくは銀行持株会社等(以下この条及び次条において「金融機関等」という。)の子会社(当該金融機関等が銀行法第二條第一項に規定する銀行又は同条第十三項に規定する銀行持株会社である場合には同条第

八項に、長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行又は同法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社である場合には同法第十三条の二第二項に、信用金庫又は信用金庫連合会である場合には信用金庫法第三十二条第六項に、信用協同組合又は信用協同組合連合会である場合には協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に、労働金庫又は労働金庫連合会である場合には労働金庫法第三十二条第五項に、農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には農業協同組合法第十一条の二第二項に、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産加工工業協同組合若しくは水産加工工業協同組合連合会である場合には水産業協同組合法第十一条の六第二項に、農林中央金庫である場合には農林中央金庫法第二十四条第三項に、それぞれ規定する子会社(子会社とみなされる会社を含む。)をいう。次項及び次条において同じ。又は当該金融機関等から業務の委託を受けた者(金融機関代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該金融機関等の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 金融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第三十六条 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に金融機関等(金融機関代理業者を含む。)の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 行政庁は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融機関等の子会社若しくは当該金融機関等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関等に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による金融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

6 行政庁は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入り、質

問又は検査(第三章及び第四章の規定による手続が適正に行われていることを調査するために行うものに限る。)を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

(政府による周知等)

第三十七条 政府は、この法律の円滑な実施を図るため、振込利用犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資するとのこの法律の趣旨及び被害回復分配金の支払手続等に関する事項その他この法律の内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

2 機構は、毎年少なくとも一回、消滅預金等債権に関する事項、被害回復分配金の支払の実施の状況その他のこの法律の実施の状況に関する事項を公表するものとする。

(主務省令への委任)

第三十八条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定める。

(行政庁)

第三十九条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 第二条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる金融機関 内閣総理大臣

二 第二条第一項第四号及び第五号に掲げる金融機関 内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三 第二条第一項第八号及び第九号に掲げる金融機関 農業協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁

四 第二条第一項第十号から第十三号までに掲げる金融機関 水産業協同組合法第二百二十七条第一項に規定する行政庁

五 第二条第一項第十四号に掲げる金融機関 農林水産大臣及び内閣総理大臣

六 第二条第一項第十五号に掲げる金融機関 経済産業大臣及び財務大臣

(主務省令)

第四十条 この法律における主務省令は、内閣府令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令とする。ただし、第二十条第一項に規定する主務省令は、内閣府令・財務省令とする。

(権限の委任)

第四十一条 内閣総理大臣は、この法律による権限を金融庁長官に委任する。

2 この法律に規定する行政庁の権限に属する事務(この法律の規定により都道府県知事の権限に属することとされている事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事

が行うことができる。

3 前二項に規定するもののほか、この法律の規定による行政庁の権限の行使に関して必要な事項は、政令で定める。

(事務の区分)

第四十二条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七章 罰則

第四十三条 第三十五条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 第三十六条第一項、第二項又は第六項の規定による当該職員又は機構の職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者も、前項と同様とする。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項又は第二項に規定する申請書又は資料に虚偽の記載をして提出した者
二 第十七条第一項(第二十二條第二項又は第二十四條第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に規定する届出書に虚偽の記載をして提出した者

第四十五条 法人(法人でない団体で代表者又は

管理人の定めがあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十三条 二億円以下の罰金刑
二 前条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき当該法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。(準備行為)

第二条 機構は、この法律の施行の日前において、被害回復分配金支払業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第 号)

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第四条 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第九十九条の次に次の一条を加える。

(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部改正)

第九十九条の二 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十五号を次のように改める。

十五 株式会社商工組合中央金庫
第三十五条第一項中「及び農林中央金庫法」を「農林中央金庫法」に改め、「農林中央金庫代理業者」の下に「及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二条

第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方」を加え、同条第二項中「農林中央金庫法第二十四条第三項に」の下に「株式会社商工組合中央金庫である場合には株式会社商工

この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務

組合中央金庫法第二十三条第二項に」を加える。

第三十九条第六号中「経済産業大臣及び財務大臣」を「株式会社商工組合中央金庫法第五十六条第二項に規定する主務大臣」に改める。

審査報告書

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年十二月十三日

農林水産委員長 郡司 彰

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となつていくことにかんがみ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効

果的に推進するため、農林水産大臣による基本
指針の策定、市町村による被害防止計画の作成
及びこれに基づく特別の措置等について定めよ
うとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等
への被害が深刻化しており、これに対処すること
が農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に際
して緊急の課題となつてゐる。

よつて、政府及び地方公共団体は、本法の施行
に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきであ
る。

一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止を
適切かつ効果的に実施するためには、その関連
する業務に携わる者が鳥獣の習性等鳥獣による
農林水産業等に係る被害の防止に関する事項に
ついて知識経験を有していることが重要である
ことにかんがみ、研修の機会の提供、技術的指
導を行う者の育成その他の当該業務に携わる者
の資質の向上を図るために必要な措置を適切に
講ずること。

右決議する。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止の
ための特別措置に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十九年十二月十一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止
のための特別措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、農山漁村地域において鳥獣
による農林水産業等に係る被害が深刻な状況に
あり、これに対処することが緊急の課題となつ
てゐることにかんがみ、農林水産大臣による基
本指針の策定、市町村による被害防止計画の作
成及びこれに基づく特別の措置等について定め
ることにより、鳥獣による農林水産業等に係る
被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に
推進し、もつて農林水産業の発展及び農山漁村
地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は
哺乳類に属する野生動物をいう。

2 この法律において「農林水産業等に係る被害」
とは、農林水産業に係る被害及び農林水産業に
従事する者等の生命又は身体に係る被害その他
の生活環境に係る被害をいう。

(基本指針)

第三条 農林水産大臣は、鳥獣による農林水産業
等に係る被害を防止するための施策(以下「被害
防止施策」という。)を総合的かつ効果的に実施
するための基本的な指針(以下「基本指針」とい
う。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定め
るものとする。

一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項
二 次条第一項に規定する被害防止計画に関する
事項

三 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に
実施するために必要な事項

3 基本指針は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に
関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下
「鳥獣保護法」という。)第三条第一項に規定する
基本指針と整合性のとれたものでなければなら
ない。

4 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれ
を変更しようとするときは、あらかじめ、環境
大臣と協議するものとする。

5 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれ
を変更したときは、遅滞なく、これを公表しな
ければならない。

(被害防止計画)
第四条 市町村は、その区域内で被害防止施策を
総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に

即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林
水産業等に係る被害を防止するための計画(以
下「被害防止計画」という。)を定めることができ
る。

2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を
定めるものとする。

一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止
に関する基本的な方針

二 当該市町村の区域内における農林水産業等
に係る被害の原因となつてゐる鳥獣であつて
被害防止計画の対象とするもの(以下「対象鳥
獣」という。)の種類

三 被害防止計画の期間

四 対象鳥獣の捕獲等(農林水産業等に係る被
害の防止のための対象鳥獣の捕獲等(鳥獣保
護法第二条第三項に規定する捕獲等をいう。
以下同じ。))又は対象鳥獣である鳥類の卵の採
取等(鳥獣保護法第八条に規定する採取等を
いう。)をいう。以下同じ。に關する事項

五 対象鳥獣による農林水産業等に係る被害の
防止のための防護柵の設置その他の対象鳥獣
の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項

六 被害防止施策の実施体制に関する事項
七 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

八 その他被害防止施策の実施に關し必要な事
項

3 前項第四号の事項には、鳥獣保護法第九条第

官 報 (号 外)

一項の規定により都道府県知事が行うこととされている対象鳥獣の捕獲等の許可であつて第六 条第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣 保護法第九条第一項の規定により被害防止計画 を作成した市町村の長が行うことができるもの に係る事項(以下「許可権限委譲事項」という。 を記載することができる。	7 都道府県知事は、許可権限委譲事項が記載さ れた被害防止計画について第五項前段の協議を 受けた場合には、当該都道府県の区域内におい て当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の数が 著しく減少しているとき、当該許可権限委譲事 項に係る対象鳥獣について広域的に保護を行う 必要があるときその他の当該都道府県の区域内 において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣 の保護を図る上で著しい支障を生じるおそれが あるときを除き、同項後段の同意をしなければ ならない。	10 被害防止計画を作成した市町村は、毎年度、 被害防止計画の実施状況について、都道府県知 事に報告しなければならない。	号、第八十四条第一項第一号、第八十六条第一 号及び第二号並びに第八十七条の規定の適用に ついては、鳥獣保護法第九条第一項中「都道府 県知事」とあるのは「都道府県知事(鳥獣による 農林水産業等に係る被害の防止のための特別措 置に関する法律(平成十九年法律第 号。 以下「鳥獣被害防止特措法」という。)第四条第一 項に規定する被害防止計画に記載されている同 条第三項に規定する許可権限委譲事項に係る同 条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等を しようとする者にあつては、当該被害防止計画 を作成した市町村(以下「計画作成市町村」とい う。)の長」と、同条第二項から第九項まで、第 十一項及び第十三項並びに鳥獣保護法第十条、 第十一条第一項及び第十三条第一項の規定中 「又は都道府県知事」とあるのは、「都道府県知 事又は計画作成市町村の長」と、鳥獣保護法第 七十五条第一項中「又は都道府県知事」とあるの は「若しくは都道府県知事又は計画作成市町村 の長」と、「第九条第一項の許可を受けた者」と あるのは「環境大臣又は都道府県知事にあつて は第九条第一項の許可を受けた者(鳥獣被害防 止特措法第六条第一項の規定により読み替えて 適用する第九条第一項の規定により計画作成市 町村の長の許可を受けた者を除く。）」と、「猟区 設定者に対し」とあるのは「猟区設定者に対し、 計画作成市町村の長にあつては鳥獣被害防止特
4 被害防止計画は、鳥獣保護事業計画(鳥獣保 護法第四条第一項に規定する鳥獣保護事業計画 をいう。以下同じ。)(特定鳥獣保護管理計画(鳥 獣保護法第七条第一項に規定する特定鳥獣保護 管理計画をいう。以下同じ。))が定められている 都道府県の区域内の市町村の被害防止計画に あつては、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護 管理計画)と整合性のとれたものでなければな らない。	8 市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅 滞なく、これを公表しなければならない。この 場合において、当該被害防止計画に許可権限委 譲事項を記載したときは、農林水産省令で定め るところにより、当該許可権限委譲事項を公告 しなければならない。	11 市町村は、都道府県知事に対し、被害防止計 画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的 な助言その他必要な援助を求めることができ る。	
5 市町村は、被害防止計画を定めようとする場 合には、あらかじめ、都道府県知事に協議しな ければならない。この場合において、被害防止 計画に許可権限委譲事項を記載しようとするこ ときは、当該許可権限委譲事項について都道府県 知事の同意を得なければならない。	9 第五項から前項までの規定は、被害防止計画 の変更について準用する。この場合において、 第五項後段中「記載しようとするとき」とあるの は「記載しようとするとき又は当該被害防止計 画に記載された許可権限委譲事項を変更しよう とするとき」と、第七項中「同項後段」とあるの は「第九項において読み替えて準用する第五項 後段」と、前項後段中「記載したとき」とあるの は「記載したとき又は当該被害防止計画に記載	第六条 市町村が許可権限委譲事項が記載されて いる被害防止計画を作成したときは、第四条第 八項後段(同条第九項において読み替えて準用 する場合を含む。)の規定による公告の日(次項 において「公告の日」という。)から当該被害防止 計画の期間が満了する日までの間は、当該被害 防止計画を作成した市町村の区域における鳥獣 保護法第九条(第十項、第十二項及び第十四項 を除く。)、第十条、第十一条第一項、第十三条 第一項、第七十五条第一項、第七十九条、第八 十三条第一項第二号から第三号まで及び第六	
6 都道府県知事は、被害防止計画が当該市町村 の鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況に 基づいて作成される必要がある、かつ、当該市 町村がその状況を適確に把握することができる 立場にあることを踏まえ、前項前段の協議を行	うものとする。	された許可権限委譲事項を変更したとき」と読 み替えるものとする。	

措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により計画作成市町村の長の許可を受けた者に対し」と、鳥獣保護法第七十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「場合」とあるのは「場合又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定による許可に係る事務を計画作成市町村が処理する場合」と、「当該市町村」とあるのは「当該市町村又は当該計画作成市町村」と、鳥獣保護法第八十三条第一項第二号及び第二号の二中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同項第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同項第六号中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、鳥獣保護法第八十四条第一項第一号中「第九条第五項」とあるのは「第九条第五項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定によ

り読み替えて適用する場合を含む。）」と、鳥獣保護法第八十六条第一号中「第十一項」とあるのは「第十一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第二号中「第九条第十三項」とあるのは「第九条第十三項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「第七十五条第一項」とあるのは「第七十五条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、鳥獣保護法第八十七条中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

2 前項の被害防止計画を作成した市町村の区域においては、公告の日前に鳥獣保護法第九条若しくは第十条の規定により都道府県知事が行った許可等の処分その他の行為又は当該公告の日において現に鳥獣保護法第九条の規定により都道府県知事に対して行っている許可等の申請で当該市町村の許可権限委譲事項に係るものは、当該公告の日以後においては、同項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護法第九条若しくは第十条の規定により当該市町村の長が行った許可等の処分その他の行為又は同項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護法第九条の規定により当該市町村の長に対して行っている許可等

3 市町村が第一項の被害防止計画を変更し、許可権限委譲事項の全部若しくは一部が記載されないこととなった場合又は当該被害防止計画の期間が満了した場合においては、第四条第九項において読み替えて準用する同条第八項後段の規定による公告の日又は当該被害防止計画の期間が満了した日（以下「変更公告等の日」という。）前に第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護法第九条若しくは第十条の規定により当該市町村の長が行った許可等の処分その他の行為（前項の規定により当該市町村の長が行った許可等の処分その他の行為とみなされた行為を含む。）又は当該被害防止計画の変更公告等の日において現に第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護法第九条の規定により当該市町村の長に対して行っている許可等の申請（前項の規定により当該市町村の長に対して行っている許可等の申請とみなされたものを含む。）で当該市町村の許可権限委譲事項に係るもの（当該市町村の許可権限委譲事項の一部が記載されないこととなった場合にあつては、当該記載されないこととなった許可権限委譲事項に係るものに限る。）は、当該変更公告等の日以後においては、鳥獣保護法第九条若しくは第十条の規定により都道府県知事が行った許可等の処分その他の行為又は鳥獣保護法第九条の規定により都道府県知事に対して行っている許可等の申請とみなす。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護法第九条第一項の規定により被害防止計画を作成した市町村の長が対象鳥獣の捕獲等の許可を行う場合における鳥獣保護法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定鳥獣保護管理計画の作成又は変更）

第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における被害防止計画の作成状況、第四条第十項の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、特定鳥獣保護管理計画を作成し、又は変更するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第八条 国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（鳥獣被害対策実施隊の設置等）

第九条 市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる。

2 鳥獣被害対策実施隊に鳥獣被害対策実施隊員を置く。

3 前項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、次に掲げる者をもって充てる。 一 市町村長が市町村の職員のうちから指名する者	二 被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者(主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者)であつては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。)のうちから、市町村長が任命する者 4 前項第二号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員は、非常勤とする。 5 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員であつて主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命されたものに係る鳥獣保護法第十五条第一項の狩猟者登録についての鳥獣保護法第五十六条、第五十七条第一項及び第六十一条第四項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、鳥獣保護法第五十六条中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第 号)第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員(以下「鳥獣被害対策実施隊員」という。)であつて主として同法第四条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命されたものをいう。以下同じ。)である旨及び所屬市町村(当該狩猟者登録を受けようとする者が対象鳥獣捕獲員たる鳥獣被害対策実施隊員として所屬する市町村であつて、当該登録都道府県知事が管轄する区域内にあるものをいう。以下同じ。)の名称」と、鳥獣保護法第五十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに対象鳥獣捕獲員である旨及び所屬市町村の名称」と、鳥獣保護法第六十一条第四項中「生じたとき」とあるのは「生じたとき又は対象鳥獣捕獲員となつたとき、対象鳥獣捕獲員でなくなつたとき若しくは所屬市町村の変更があつたとき」とする。	6 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員については、被害防止計画に基づく被害防止施策の適切かつ円滑な実施に資するため、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の定めるところによる狩猟税の軽減の措置その他の必要な措置が講ぜられるものとする。 (捕獲等をした対象鳥獣の処理) 第十条 国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣が適正に処理されるよう、当該対象鳥獣に関し、処理するための施設の充実、環境に悪影響を及ぼすおそれのない処理方法その他適切な処理方法についての指導、有効な利用方法の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。	第十一條 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。 2 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、環境大臣に対して鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関し、文部科学大臣又は文部科学大臣を通じて文化庁長官に対して天然記念物の保存に関し、意見を述べることが出来る。 3 環境大臣は、鳥獣の保護を図る等の見地から被害防止施策に関し必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることが出来る。 (国、地方公共団体等の連携及び協力) 第十二條 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局、鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関連する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しなければならない。 2 地方公共団体は、被害防止施策を効果的に実施するため、被害防止計画の作成及び実施等に当たっては、当該地方公共団体における鳥獣に
よる農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、地方公共団体相互の広域的な連携協力を確保しなければならない。 3 地方公共団体は、被害防止施策を実施するに当たっては、地域における一体的な取組が行われるよう、当該地域の農林漁業団体その他の関係団体との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。 4 農林漁業団体その他の関係団体は、自主的に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に努めるとともに、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施その他の国及び地方公共団体が講ずる被害防止施策に協力するよう努めなければならない。 (被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査) 第十三條 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、農林水産業等に係る被害に係る鳥獣の生息の状況及び生息環境その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に必要な事項について調査を行うものとする。 2 国及び地方公共団体は、前項の調査の結果を公表するとともに、基本指針の策定又は変更、被害防止計画の作成又は変更その他この法律の運用に当たって、適切にこれを活用しなければならない。	よる農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、地方公共団体相互の広域的な連携協力を確保しなければならない。 3 地方公共団体は、被害防止施策を実施するに当たっては、地域における一体的な取組が行われるよう、当該地域の農林漁業団体その他の関係団体との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。 4 農林漁業団体その他の関係団体は、自主的に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に努めるとともに、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施その他の国及び地方公共団体が講ずる被害防止施策に協力するよう努めなければならない。 (被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査) 第十三條 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、農林水産業等に係る被害に係る鳥獣の生息の状況及び生息環境その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に必要な事項について調査を行うものとする。 2 国及び地方公共団体は、前項の調査の結果を公表するとともに、基本指針の策定又は変更、被害防止計画の作成又は変更その他この法律の運用に当たって、適切にこれを活用しなければならない。	よる農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、地方公共団体相互の広域的な連携協力を確保しなければならない。 3 地方公共団体は、被害防止施策を実施するに当たっては、地域における一体的な取組が行われるよう、当該地域の農林漁業団体その他の関係団体との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。 4 農林漁業団体その他の関係団体は、自主的に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に努めるとともに、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施その他の国及び地方公共団体が講ずる被害防止施策に協力するよう努めなければならない。 (被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査) 第十三條 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、農林水産業等に係る被害に係る鳥獣の生息の状況及び生息環境その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に必要な事項について調査を行うものとする。 2 国及び地方公共団体は、前項の調査の結果を公表するとともに、基本指針の策定又は変更、被害防止計画の作成又は変更その他この法律の運用に当たって、適切にこれを活用しなければならない。	よる農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、地方公共団体相互の広域的な連携協力を確保しなければならない。 3 地方公共団体は、被害防止施策を実施するに当たっては、地域における一体的な取組が行われるよう、当該地域の農林漁業団体その他の関係団体との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。 4 農林漁業団体その他の関係団体は、自主的に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に努めるとともに、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施その他の国及び地方公共団体が講ずる被害防止施策に協力するよう努めなければならない。 (被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査) 第十三條 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、農林水産業等に係る被害に係る鳥獣の生息の状況及び生息環境その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に必要な事項について調査を行うものとする。 2 国及び地方公共団体は、前項の調査の結果を公表するとともに、基本指針の策定又は変更、被害防止計画の作成又は変更その他この法律の運用に当たって、適切にこれを活用しなければならない。

(被害原因の究明、調査研究及び技術開発の推進等)

第十四条 国及び都道府県は、被害防止施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、前条第一項の規定による調査の結果等を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を究明するとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し、調査研究及び技術開発の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(人材の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、鳥獣の習性等鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する事項について専門的な知識経験を有する者、農林水産業等に係る被害の原因となつてゐる鳥獣の捕獲等について技術的指導を行う者その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に寄与する人材の育成を図るため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(狩猟免許等に係る手続的な負担の軽減)

第十六条 国及び地方公共団体は、被害防止施策の実施に携わる者の狩猟免許等に係る手続的な負担の軽減に資するため、これらの手続の迅速化、狩猟免許又はその更新を受けようとする者の利便の増進に係る措置その他のこれらの手続についての必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第十七条 国及び地方公共団体は、鳥獣の習性等を踏まえて鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止することの重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(生息環境の整備及び保全)

第十八条 国及び地方公共団体は、人と鳥獣の共存に配慮し、鳥獣の良好な生息環境の整備及び保全に資するため、地域の特性に応じ、間伐の推進、広葉樹林の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(被害防止施策を講ずるに当たつての配慮)

第十九条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を講ずるに当たつては、生物の多様性の確保に留意するとともに、その数が著しく減少してゐる鳥獣又は著しく減少するおそれのある鳥獣については、当該鳥獣の特性を考慮した適切な施策を講ずることによりその保護が図られるよう十分配慮するものとする。

(農林漁業等の振興及び農山漁村の活性化)

第二十条 国及び地方公共団体は、被害防止施策と相まって農林漁業及び関連する産業の振興並びに農山漁村の活性化を図ることにより、安全にかつ安心して農林水産業を営むことができる

活力ある農山漁村地域の実現を図るよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(見直し)

第二条 被害防止施策については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況、鳥獣による農林水産業等に係る被害の発生状況等を勘案し、その全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直しが行われるものとする。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正)

第三条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第七十八條の次に次の一條を加える。

(調査)

第七十八條の二 環境大臣及び都道府県知事は、鳥獣の生息の状況、その生息地の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、基本指針の策定又は変更、鳥獣保護事業計画の作成又は変更、この法律に基づく命令の改廃その他この法律の適正な運用に活用するものとする。

投票者氏名

日程第一 借地借家法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)
賛成者氏名

賛成者氏名

二二五名

足立 信也君	相原久美子君
青木 愛君	家西 悟君
池口 修次君	一川 保夫君
犬塚 直史君	岩本 司君
植松恵美子君	梅村 聡君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大石 正光君
大江 康弘君	大河原雅子君
大久保 勉君	大久保深重君
大島九州男君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	加賀谷 健君
加藤 敏幸君	風間 直樹君
金子 恵美君	神本美恵子君
亀井亜紀子君	亀井 郁夫君
川合 孝典君	川上 義博君
川崎 稔君	木俣 佳文君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君
工藤堅太郎君	郡司 彰君
小林 正夫君	行田 邦子君
輿石 東君	今野 東君
佐藤 公治君	佐藤 泰介君
櫻井 充君	自見庄三郎君
芝 博一君	島田智哉子君
下田 敦子君	主演 了君

榎葉賀津也君	鈴木 寛君	峰崎 直樹君	室井 邦彦君	伊達 忠一君	谷川 秀善君	山下 栄一君	山本 香苗君
鈴木 陽悦君	田中 康夫君	森 ゆうこ君	森田 高君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君	山本 博司君	渡辺 孝男君
田名部匡省君	高嶋 良光君	築瀬 進君	柳澤 光美君	中川 義雄君	中村 博彦君	鰐淵 洋子君	近藤 正道君
高橋 千秋君	武内 則男君	柳田 稔君	山下八洲夫君	中山 恭子君	二之湯 智君	福島みずほ君	淵上 貞雄君
谷 博之君	谷岡 郁子君	山根 隆治君	横峯 良郎君	西島 英利君	西田 昌司君	又市 征治君	山内 徳信君
千葉 景子君	ツギミズイ君	吉川 沙織君	米長 晴信君	野村 哲郎君	南野知恵子君	糸数 慶子君	川田 龍平君
津田弥太郎君	辻 泰弘君	蓮 舫君	渡辺 秀央君	長谷川大紋君	橋本 聖子君	山東 昭子君	松浦 大悟君
外山 斎君	徳永 久志君	愛知 治郎君	青木 幹雄君	林 芳正君	藤井 孝男君	松下 新平君	
轟木 利治君	富岡由紀夫君	秋元 司君	浅野 勝人君	古川 俊治君	牧野たかお君		
友近 聡朗君	那谷屋正義君	荒井 広幸君	有村 治子君	舛添 要一君	松田 岩夫君		
内藤 正光君	直嶋 正行君	石井 準一君	泉 信也君	松村 祥史君	松村 龍二君		
中谷 智司君	中村 哲治君	磯崎 陽輔君	市川 一朗君	松山 政司君	丸川 珠代君		
長浜 博行君	西岡 武夫君	岩城 光英君	岩永 浩美君	丸山 和也君	水落 敏栄君		
羽田雄一郎君	長谷川憲正君	衛藤 晟一君	尾辻 秀久君	溝手 顕正君	森 まさこ君		
白 眞勲君	林 久美子君	岡田 直樹君	岡田 広君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君		
姫井由美子君	平田 健二君	荻原 健司君	加治屋義人君	山崎 正昭君	山田 俊男君		
平野 達男君	平山 幸司君	加納 時男君	神取 忍君	山谷えり子君	山本 一太君		
広田 一君	広中和歌子君	川口 順子君	河合 常則君	山本 順三君	吉田 博美君		
福山 哲郎君	藤末 健三君	木村 仁君	岸 宏一君	吉村剛太郎君	義家 弘介君		
藤田 幸久君	藤谷 光信君	岸 信夫君	北川イツセイ君	若林 正俊君	脇 雅史君		
藤本 祐司君	藤原 正司君	小池 正勝君	小泉 昭男君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君		
藤原 良信君	舟山 康江君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	浮島とも子君	加藤 修一君		
前川 清成君	前田 武志君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	風間 昶君	木庭健太郎君		
牧山ひろえ君	増子 輝彦君	坂本由紀子君	椎名 一保君	白浜 一良君	谷合 正明君		
松井 孝治君	松岡 徹君	末松 信介君	鈴木 政二君	西田 実仁君	浜田 昌良君		
松野 信夫君	円 より子君	世耕 弘成君	関口 昌一君	浜四津敏子君	弘友 和夫君		
水戸 将史君	水岡 俊一君	田中 直紀君	田村耕太郎君	松 あきら君	山口那津男君		

反対者氏名

六名

井上 哲士君 市田 忠義君
小池 晃君 大門実紀史君
仁比 聡平君 山下 芳生君

日程第二 犯罪利用預金口座等に係る資金による
被害回復分配金の支払等に関する法律案(衆議院
提出)

賛成者氏名

二三名

足立 信也君 相原久美子君
青木 愛君 家西 悟君
池口 修次君 一川 保夫君
犬塚 直史君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大石 正光君
大江 康弘君 大河原雅子君
大久保 勉君 大久保潔重君

大島九州男君	大塚 耕平君	長浜 博行君	西岡 武夫君	岩城 光英君	岩永 浩美君	森 まさこ君	矢野 哲朗君
岡崎トミ子君	加賀谷 健君	羽田雄一郎君	長谷川憲正君	衛藤 晟一君	尾辻 秀久君	山内 俊夫君	山崎 正昭君
加藤 敏幸君	風間 直樹君	白 眞勲君	林 久美子君	岡田 直樹君	岡田 広君	山田 俊男君	山谷えり子君
金子 恵美君	神本美恵子君	姫井由美子君	平田 健二君	荻原 健司君	加治屋義人君	山本 一太君	山本 順三君
亀井亜紀子君	亀井 郁夫君	平野 達男君	平山 幸司君	加納 時男君	神取 忍君	吉田 博美君	吉村剛太郎君
川合 孝典君	川上 義博君	広田 一君	広中和歌子君	川口 順子君	河合 常則君	義家 弘介君	若林 正俊君
川崎 稔君	木俣 佳丈君	福田 哲郎君	藤末 健三君	木村 仁君	岸 宏一君	脇 雅史君	荒木 清寛君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君	藤田 幸久君	藤谷 光信君	岸 信夫君	北川イツセイ君	魚住裕一郎君	浮島とも子君
工藤堅太郎君	郡司 彰君	藤本 祐司君	藤原 正司君	小池 正勝君	小泉 昭男君	加藤 修一君	風間 昶君
小林 正夫君	行田 邦子君	藤原 良信君	舟山 康江君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	木庭健太郎君	白浜 一良君
興石 東君	今野 東君	前川 清成君	前田 武志君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	谷合 正明君	西田 実仁君
佐藤 公治君	佐藤 泰介君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君	坂本由紀子君	椎名 一保君	浜田 昌良君	浜四津敏子君
櫻井 充君	自見庄三郎君	松井 孝治君	松岡 徹君	末松 信介君	鈴木 政二君	弘友 和夫君	松 あきら君
芝 博一君	島田智哉子君	松野 信夫君	円 より子君	世耕 弘成君	関口 昌一君	山口那津男君	山下 栄一君
下田 敦子君	主濱 了君	水戸 将史君	水岡 俊一君	田中 直紀君	田村耕太郎君	山本 香苗君	山本 博司君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君	峰崎 直樹君	室井 邦彦君	伊達 忠一君	谷川 秀善君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
鈴木 陽悦君	田中 康夫君	森 ゆうこ君	森田 高君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君	井上 哲士君	市田 忠義君
田名部匡省君	高嶋 良充君	築瀬 進君	柳澤 光美君	中川 義雄君	中村 博彦君	紙 智子君	小池 晃君
高橋 千秋君	武内 則男君	柳田 稔君	山下八洲夫君	二之湯 智君	西島 英利君	大門実紀史君	仁比 聡平君
谷 博之君	谷岡 郁子君	山根 隆治君	横峯 良郎君	西田 昌司君	野村 哲郎君	山下 芳生君	近藤 正道君
千葉 景子君	ツレン メリイ君	吉川 沙織君	米長 晴信君	南野知恵子君	長谷川大紋君	福島みずほ君	洲上 貞雄君
津田弥太郎君	辻 泰弘君	蓮 舩君	渡辺 秀央君	橋本 聖子君	林 芳正君	又市 征治君	山内 徳信君
外山 斎君	徳永 久志君	愛知 治郎君	青木 幹雄君	藤井 孝男君	古川 俊治君	糸数 慶子君	川田 龍平君
轟木 利治君	富岡由紀夫君	秋元 司君	浅野 勝人君	牧野たかお君	舩添 要一君	山東 昭子君	松浦 大悟君
友近 聡朗君	那谷屋正義君	荒井 広幸君	有村 治子君	松田 岩夫君	松村 祥史君	松下 新平君	
内藤 正光君	直嶋 正行君	石井 準一君	泉 信也君	松村 龍二君	丸山 政司君		
中谷 智司君	中村 哲治君	磯崎 陽輔君	市川 一朗君	丸川 珠代君	丸山 和也君		
				水落 敏栄君	溝手 顕正君		

反対者氏名

○名

森 まさこ君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 正昭君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
義家 弘介君	若林 正俊君
脇 雅史君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
木庭健太郎君	白浜 一良君
谷合 正明君	西田 実仁君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 博司君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	小池 晃君
大門実紀史君	仁比 聡平君
山下 芳生君	近藤 正道君
福島みずほ君	洲上 貞雄君
又市 征治君	山内 徳信君
糸数 慶子君	川田 龍平君
山東 昭子君	松浦 大悟君
松下 新平君	

日程第三 鳥獸による農林水産業等に係る被害の
防止のための特別措置に関する法律案(衆議院提
出)

賛成者氏名

二二七名

足立 信也君	相原久美子君
青木 愛君	家西 悟君
池口 修次君	一川 保夫君
犬塚 直史君	岩本 司君
植松恵美子君	梅村 聡君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大江 康弘君
大河原雅子君	大久保 勉君
大久保潔重君	大島九州男君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君
加賀谷 健君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 恵美君
神本美恵子君	亀井亜紀子君
亀井 郁夫君	川合 孝典君
川上 義博君	川崎 稔君
木俣 佳丈君	喜納 昌吉君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君
郡司 彰君	小林 正夫君
行田 邦子君	奥石 東君
今野 東君	佐藤 公治君
佐藤 泰介君	櫻井 充君
自見庄三郎君	芝 博一君
島田智哉子君	下田 敦子君

主演 了君	榎葉實津也君
鈴木 寛君	鈴木 陽悦君
田名部匡省君	高嶋 良充君
高橋 千秋君	武内 則男君
谷 博之君	千葉 景子君
ソルチン マルティン君	津田弥太郎君
辻 泰弘君	外山 斎君
徳永 久志君	轟木 利治君
富岡由紀夫君	友近 聡朗君
那谷屋正義君	内藤 正光君
直嶋 正行君	中谷 智司君
中村 哲治君	長浜 博行君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君
長谷川憲正君	白 眞勲君
林 久美子君	姫井由美子君
平田 健二君	平野 達男君
平山 幸司君	広田 一君
広中和歌子君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤谷 光信君	藤本 祐司君
藤原 正司君	藤原 良信君
舟山 康江君	前川 清成君
前田 武志君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	松井 孝治君
松岡 徹君	松野 信夫君
円 より子君	水戸 将史君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君

室井 邦彦君	森 ゆうこ君
森田 高君	築瀬 進君
柳澤 光美君	柳田 稔君
山下八洲夫君	山根 隆治君
横峯 良郎君	吉川 沙織君
米長 晴信君	蓮 舫君
渡辺 秀央君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	荒井 広幸君
有村 治子君	石井 準一君
泉 信也君	磯崎 陽輔君
市川 一朗君	岩城 光英君
岩永 浩美君	衛藤 晟一君
尾辻 秀久君	岡田 直樹君
岡田 広君	荻原 健司君
加治屋義人君	加納 時男君
神取 忍君	川口 順子君
河合 常則君	木村 仁君
岸 宏一君	岸 信夫君
北川イツセイ君	小池 正勝君
小泉 昭男君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭昭君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	坂本由紀子君
椎名 一保君	末松 信介君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	田中 直紀君
田村耕太郎君	伊達 忠一君

谷川 秀善君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	中川 義雄君
中村 博彦君	中山 恭子君
二之湯 智君	西島 英利君
西田 昌司君	野村 哲郎君
南野知恵子君	長谷川大紋君
橋本 聖子君	林 芳正君
藤井 孝男君	古川 俊治君
牧野たかお君	舛添 要一君
松田 岩夫君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
森 まさこ君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 正昭君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
義家 弘介君	脇 雅史君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
浮島とも子君	加藤 修一君
風間 昶君	木庭健太郎君
白浜 一良君	谷合 正明君
西田 実仁君	浜田 昌良君
浜四津敏子君	弘友 和夫君
松 あきら君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君

反对者氏名

川田 龍平君

一名

山本 博司君	渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
小池 晃君	大門実紀史君
仁比 聡平君	山下 芳生君
近藤 正道君	福島みずほ君
淵上 貞雄君	又市 征治君
山内 徳信君	糸数 慶子君
山東 昭子君	松浦 大悟君
松下 新平君	

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体	本号一部
二一〇円	二一五円